

# 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

<日切れ法律案・予算関連法律案>

## 趣旨

原子力発電施設等の立地地域において、防災インフラ整備への支援及び企業投資・誘致に資する不均一課税（減税）への支援を引き続き実施していくため、令和3年3月末で期限を迎える原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下、原子力立地地域特措法）の有効期限を10年間延長する。

## 法案の概要

原子力立地地域特措法の有効期限（令和3年3月末）を10年間延長（支援内容は変更なし）し、立地地域に対する以下の支援を継続して実施  
〔施行期日：公布日〕

### ○防災インフラ整備への支援

【対象事業】住民の安全確保に資する道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設

【支援内容】①国の補助率のかさ上げ（50%→55%）

②地方債への交付税措置

### ○企業投資・誘致への支援（不均一課税（減税）による税収減の補填）

【対象事業】製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業

【対象税目】設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税

【支援内容】地方公共団体が、地方税を減税した場合、その減収分の一定割合を交付税で補填

## 目標・効果

○東京電力福島原子力発電所の事故などを踏まえ、エネルギー基本計画（2018年7月）においては、原子力立地地域特措法の活用により、避難道路の整備などの課題解決を図るとされている。

○このような中、約130件の防災インフラ事業が整備中（令和元年度末）

○延長により、これらの防災インフラ整備への支援を継続することで、立地地域の76市町村の災害時の円滑な避難につながるとともに、企業投資・誘致の支援を継続することで、立地地域の振興が図られる。